

日火連短信

令和5年8月10日第210号

〒106-0041
東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F
一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会
専務理事 大岩 伸夫
TEL 03-5549-9041
FAX 03-5549-9042
URL <http://www.nikkaren.jp/>
E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp
info@nikkaren.jp

夏の花火大会の季節にはいり、7月以降の煙火消費中の事故件数が14件（がん具煙火を除く）と昨年に比べても大幅に増加しています。経済産業省からは、下記の注意喚起文書の周知徹底の依頼がありました。

会員各位への周知をお願い致します。

なお、当会は8月14日（月）～16日（水）を夏季休業とさせていただきますので、お知らせ致します。

経済産業省

20230418保局第1号
令和5年4月19日

都道府県、指定都市火薬類担当部局長 殿

経済産業省産業保安グループ
鉦山・火薬類監理官

花火大会における煙火消費中の事故の防止について（注意喚起）

平素より産業保安行政に格別の御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、例年夏期期間中においては、煙火消費中の事故が増加するとともに、今年度は、コロナウイルス感染拡大防止のため延期又は中止となっていた花火大会の再開が予想されることから、関係団体に対し、別添のとおり火薬類の事故防止の注意喚起を行っております。

火薬類取締法第25条に基づく煙火の消費の許可を行う都道府県及び指定都市におかれましても、下記を参考に、消費者が実施する安全対策の確認等、事故の発生の防止に努めていただくようお願いします。

なお、万一事故の発生を覚知した場合には、速やかに管轄の産業保安監督部等へご連絡いただきますよう、引き続き御協力をお願いいたします。

記

1. 煙火及び設備の管理・点検

煙火消費に際しては、消費する煙火玉や打揚設備（打揚筒、導火線等）の管理及び異常の有無についての徹底した点検が重要です。

昨年は、打揚筒の固定不足等を起因に、煙火玉が建物に落下・、開発する事故が発生していることから、打揚筒等の設置後の再点検も重要です。

2. 打揚場所における安全対策の徹底

黒玉や火の粉の落下による観客の負傷事故や火災による被害拡大を防ぐため、消費する煙火の大きさや種類、気象条件等を考慮し、観客との距離を十分に確保することや散水等の火災防止対策の準備が重要です。

3. 煙火の無許可消費（いわゆるシークレット花火、サプライズ花火）について

消費許可を要しない煙火打揚時の事故の発生が増加しています。消費許可が不要な場合であっても、火薬類取締法に基づく煙火消費の技術基準に従う必要がありますので、打揚依頼者とも万一の事故時の対策を含め、十分な安全確保の検討が重要です。

4. がん具煙火使用中の事故に対する取組

例年、幼児を中心としたがん具煙火消費中の事故が発生していることから、ホームページやパンフレット等を通じた、がん具煙火の正しい使用方法についての周知活動が重要です。

以上